

薬食発0625第2号
平成26年6月25日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について (通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成26年政令第227号。以下「改正政令」という。）（別添1）が平成26年6月25日に公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物に指定した。

(1) 1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 97-00-7)

(2) クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1885-14-9)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

ピロカテコール及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 120-80-9)

3 次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) N-(4-シアノメチルフェニル)-2-イソプロピル-5-メチルシクロヘキサノールカルボキサミド及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 852379-28-3)



- (2) (4Z) - 4 - オードデセンニトリル及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 1071801-01-8)

4 施行期日

平成26年7月1日から施行する。ただし、第1の3については、公布日に施行する。

5 経過措置等

- (1) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、改正政令の施行日（平成26年7月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年9月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存する物については、同日までは、法第12条第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項（毒物又は劇物の表示）の規定は適用しない。
- (2) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるので、関係業者を適切に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については、別添2のとおりである。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりである。

(一) 国及び都道府県は地域自然資産区域内の土地が、国立公園の区域内に含まれるものである等の理由により、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要であると認めるときは、当該土地を取得しようとするものとする。 (第一二条関係)

(二) 国、都道府県及び市町村は、広報活動等を通じて、自然環境トラスト活動に関し、国民の理解を深めるよう努めるものとする。 (第一二条関係)

(三) この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。 (第一四条関係)

9 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令(政令第二一九号)(国土交通省)

1 政策統括官の職務を変更することとした。(第一七条関係)

2 土地・建設産業局総務課、企画課及び地価調査課の所掌事務を変更することとした。(第七二条、第七三条及び第七五条関係)

3 都市局総務課、都市政策課及びまちづくり推進課の所掌事務を変更することとした。(第八二条、第八三条及び第八六条関係)

4 住宅局住宅生産課の所掌事務を変更することとした。(第一一九条関係)

5 この政令は、平成二六年七月一日から施行することとした。

◇道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二二〇号)(国土交通省)

道路法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第五三号)の施行期日は、平成二六年六月三日とする。 (第一二条関係)

◇道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第二二二号)(国土交通省)

1 道路法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第五三号)の施行に伴い、都市計画法施行令、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令及び建築基準法施行令について所要の規定の整理を行うこととした。(第一条、第二条及び第三条関係)

2 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年六月三日)から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令(政令第二二三号)(農林水産省)

1 東日本大震災に係る特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令(平成元年政令第二〇八号)の特例の適用期間を平成二七年三月三十一日まで延長することとした。(第七七条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令(政令第二三四号)(財務省)

1 平成二三年年度の一般会計補正予算(第三号)に計上された復興費用に関する経費であつて平成二五年度において不用となつた金額等及び平成二五年度の一般会計における復興税外収入に相当する額のうち復興費用等の財源に充てられなかつた額を財政法(昭和二二年法律第三四号)第六条の剰余金の額の計算上控除することとした。

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇水循環基本法の施行期日を定める政令(政令第二二四号)(国土交通省)

水循環基本法(平成二六年法律第一六号)の施行期日は、平成二六年七月一日とする。 (第一二条関係)

◇地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第二二五号)(厚生労働省)

一 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行令の一部改正関係

1 題名に関する事項
題名を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令」に改めることとした。

(題名関係)

2 基金の財源に係る国の負担に関する事項
都道府県が設ける基金の財源に係る国の負担は、都道府県事業の内容、これに要する経費の額及び当該基金により支弁する経費の範囲その他の事情を勘案し厚生労働大臣が定めるところにより算定した当該基金の財源に充てるために必要な資金の三分の二に相当する額とする。 (第三条関係)

二 その他関係政令の一部改正関係
地方自治法施行令、地方税法施行令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令、社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

三 経過措置
この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

四 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(政令第二二六号)(厚生労働省)

1 診療放射線技師が検査のために用いることができる装置として核医学診断装置を加えることとした。(第一七条関係)

2 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二二七号)(厚生労働省)

1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。(第一条関係)

(一) クロロ二・四ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

(二) クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。(第二条第一項関係)

(一) カテコール及びこれを含有する製剤

3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二条第二項関係)

(一) N-(四シアノメチルフェニル)-N-イソプロピル-5-メチルシクロヘキサノールボキサミド及びこれを含有する製剤

(二) (四乙)-1-4-ドデセン-2-トリル及びこれを含有する製剤

4 この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第二項及び第三項関係)

5 この政令は、3の規定を除き、平成二六年七月一日から施行することとした。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下この項及び次項において「医療介護総合確保推進法」という。)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた医療介護総合確保推進法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。次項において「旧介護施設整備法」という。)第七條の規定により都道府県が処理することとされている事務については、第二条の規定による改正前の地方自治法施行令(以下この項において「旧地方自治法施行令」という。)第七十四條の三十一の二第二項及び第七十四條の四十九の十一第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧地方自治法施行令第七十四條の三十一の二第二項中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号) 附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」と、「介護施設整備法」とあるのは、「旧介護施設整備法」と、旧地方自治法施行令第七十四條の四十九の十一第一項中「介護施設整備法」とあるのは、「旧介護施設整備法」とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

3 旧介護施設整備法第五条第二項に規定する交付金(医療介護総合確保推進法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧介護施設整備法第五条第二項の規定により交付されるものを含む。)については、第四条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二十四号の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号) 第五条第一項に規定する交付金」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下この号において「医療介護総合確保推進法」という。)第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。以下この号において「旧介護施設整備法」という。))第五条第二項に規定する交付金(医療介護総合確保推進法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧介護施設整備法第五条第二項の規定により交付されるものを含む。)」とする。

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 新藤 義孝
財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久

政令第二百二十六号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十四条の二及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「散瞳薬」を「散瞳薬」に改め、同条に次の一号を加える。

四 核医学診断装置

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十一を第六号の十三とし、第六号の五から第六号の十までを二号ずつ繰り下げ、第六号の四の次に次の二号を加える。

六の五 一―クロロニ―四―ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(170)を(172)とし、(107)から(169)までを(109)から(171)までとし、(106)を(107)とし、その次に次のように加える。

(108) (四乙)―四―ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(105)を(106)とし、(80)から(104)までを(81)から(105)までとし、(79)の次に次のように加える。

(80) N―(四―シアノメチルフェニル)―二―イソプロピル―五―メチルシクロヘキサカルボキサミド及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十三号の二を第八十三号の三とし、第八十三号の次に次の一号を加える。

八十三の二 ビロカタコール及びこれを含有する製剤

附 則

1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二十一条第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第二十一条第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十六年九月三十日まで、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日まで、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○文部科学省
厚生労働省令第二号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉士に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の次に定める。

文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 田村 憲久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉士に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（平成二十三年文部科学省令第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

○厚生労働省令第七十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第二項第二号イ、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第百二十六号）第二十六条第二項第二号イ、介護保険法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第二項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第十三条ただし書及び第二十条第一項ただし書の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

明治二十五年五月十一日
第三種郵便物認可

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令
（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）
第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改め、同条中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「同条第一項」を「同条第二項」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第二条第三項第三号イ」を「第二条第四項第三号イ」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第三項第三号イ」を「第二条第四項第三号イ」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「第四条第二項第二号イ」を「第五条第二項第二号ロ」に改め、同条第七号中（見出しを含む。）中「第四条第二項第二号ロ」を「第五条第二項第二号ハ」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「第四条第二項第二号ロ」を「第五条第二項第二号ニ」に改め、同条第六号中「第四条第二項第二号イ又はロ」を「第五条第二項第二号ロ又はハ」に改め、同条第七号中「公的介護施設等を整備する」を「医療及び介護の総合的な確保のための」に改める。

第七条及び第八条を削る。

第九条（見出しを含む。）中「第十一条第二項第十号」を「第十三条第二項第十号」に改め、同条第十二号を削る。

第十条（見出しを含む。）中「第十二条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第二項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条を第八号とする。

第十一条（見出しを含む。）中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十四条第一項」に、「第十三条第三項」を「第十五条第二項」に、「第十三条第四項」を「第十五条第三項」に、「第十三条第五項」を「第十五条第四項」に、「第十三条第六項」を「第十五条第五項」に、「第十三条第七項」を「第十五条第六項」に、「第十三条第八項」を「第十五条第七項」に、「第十三条第九項」を「第十五条第八項」に、「第十三条第十項」を「第十五条第九項」に、「第十三条第十一项」を「第十五条第十项」に改め、同条を第九号とする。

第十二条（見出しを含む。）中「第二十条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第二項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条を第八号とする。

第十三条（見出しを含む。）中「第二十一条第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第二項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条を第九号とする。

第十四条（見出しを含む。）中「第二十一条第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第二項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条を第九号とする。

第十五条（見出しを含む。）中「第二十一条第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第二項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条を第九号とする。

第十六条（見出しを含む。）中「第二十一条第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第二項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条を第九号とする。

第十七条（見出しを含む。）中「第二十一条第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第二項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条を第九号とする。

第十八条（見出しを含む。）中「第二十一条第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第二項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条を第九号とする。

第十九条（見出しを含む。）中「第二十一条第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第二項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条を第九号とする。

第二十条（見出しを含む。）中「第二十一条第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第二項中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条を第九号とする。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法 (以下「法」という。) 別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 六の四 (略)</p> <p>六の五 一—クロロ—二・四—ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤</p> <p>六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤</p> <p>六の七 六の十三 (略)</p> <p>七 三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 三十一の二 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (79) (略)</p> <p>(80) N—(四—シアノメチルフェニル)—二—イソプロピル—五—</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法 (以下「法」という。) 別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 六の四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六の五 六の十一 (略)</p> <p>七 三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 三十一の二 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (79) (略)</p> <p>(新設)</p>

メチルシクロヘキサンカルボキサミド及びこれを含有する製剤

(81)|
|
(107)|
(略)

(四乙) | 四 | ド | デ | セ | ン | ニ | ト | リ | ル | 及 | び | 此 | れ | を | 含 | 有 | す | る | 製 | 剤

(109)|
|
(172)|
(略)

三十三 | 八十三 | (略)

八十三の二 | ピロカテコール及びこれを含有する製剤

八十三の三 | (略)

八十四 | 百九 | (略)

2
(略)

(80)|
|
(106)|
(略)

(新設)

(107)|
|
(170)|
(略)

三十三 | 八十三 | (略)

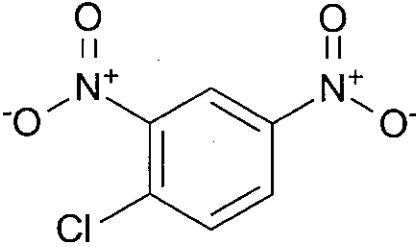
八十三の二 | (略)

八十三の三 | (略)

八十四 | 百九 | (略)

2
(略)

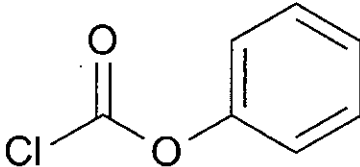
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	 <p> $C_6H_3ClN_2O_4 / C_6H_3Cl(NO_2)_2$ 分子量 202.6 CAS No. 97-00-7 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 淡黄色～黄色の結晶 沸点: 315°C 融点: 52～54°C 相対蒸気密度: 6.98(空気=1) 密度: 1.7 g/cm ³ 蒸気圧: 0.011 Pa (25°C) 溶解性: 水; ほとんど溶けない (9.24 mg/L, 25°C)。エーテル、ベンゼンに可溶 引火点: 194°C 安定性・反応性: 強酸化剤、強塩基と反応	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 640 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 130 急性吸入毒性 データなし。 皮膚腐食性 ウサギ 重度 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	アルキル化、アリル化及び置換反应用試薬。染料、防カビ剤等の製造に使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

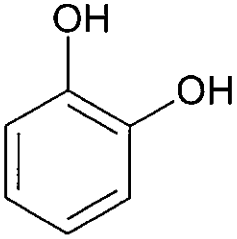
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
クロロ炭酸フェニルエステル	 <p> $C_7H_5ClO_2 / C_6H_5OCOC l$ 分子量 156.6 CAS No. 1885-14-9 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 刺激臭のある無色の液体 沸点: 188~189℃ 融点: -28℃ 相対蒸気密度: 5.41 (空気=1) 密度: 1.24 g/cm ³ (20℃) 蒸気圧: 90 Pa (20℃) 溶解性: 水;加水分解 エーテル、ベンゼン、クロロホルムに可溶 引火点: 69℃ 安定性・反応性: 加熱や水、湿気との接触により分解し、塩化水素、フェノールを含む有毒の腐食性フェームを発生。酸、アルコール、アミン、塩基、酸化剤、金属と激しく反応。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1748 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 4923 急性吸入毒性 LC ₅₀ ラット 0.29 mg/L (4hr) (44ppm (4hr)) (蒸気) 皮膚刺激性 ウサギ + 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	合成用試薬。クロロ炭酸エステル類として、重合触媒、プラスチックの改質、繊維処理及び医薬品に使用。農薬の原料として使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

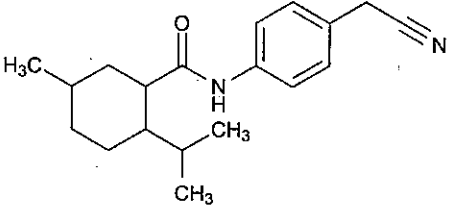
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ピロカテコール	 <p>C₆H₆O₂/C₆H₄(OH)₂ 分子量 110.1 CAS No. 120-80-9</p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:特徴的臭気のある無色の結晶 沸点:245.5℃ 融点:105℃ 相対蒸気密度:3.8(空気=1) 密度:1.34 g/cm ³ (20℃) 蒸気圧:4 Pa(20℃) 溶解性:水;460 mg/mL(25℃) アセトン、エタノールに易溶、エーテル、クロロホルムに可溶 引火点:127℃ 安定性・反応性: 酸化剤と反応	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 300 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 800 急性吸入毒性 LD ₀ (死亡率0%) ラット 2.8 mg/L(8hr) (5.6 mg/L(4hr)) (ミスト) 皮膚刺激性 ウサギ 軽度～中等度 眼刺激性 ウサギ 強度	香料、重合防止剤、抗酸化剤、医薬品及び農薬の合成原料として使用。また、レジストの剥離剤、脱酸素剤(活性炭吸着剤)、メッキ処理剤の原料として使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

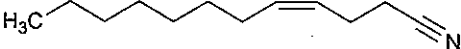
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
<p>N-(4-シアノメチルフェニル)-2-イソプロピル-5-メチルシクロヘキサンカルボキサミド</p>	 <p>C₁₉H₂₆N₂O 分子量 298.4 CAS No. 852379-28-3</p>	<p>原体並びにこれ を含有する製剤</p>	<p>外観: 白色～微黄色固体 沸点: >430°C (1013 hPa) 融点: 148°C 蒸気圧: <0.0001 hPa (25°C) 溶解性: 水; 1 mg/L (20°C) 安定性・反応性: 乾燥した換気の良い室内 に密閉容器で 810 日</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット > 2,000 急性経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット > 2,000 急性吸入毒性 LC₅₀ (mg/L (4hr)) ラット > 5.17 (ダスト) 皮膚腐食性 ウサギ - 眼刺激性 ウサギ -</p>	<p>調合香料の原料</p>

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(4Z)-4-ドデセンニトリル	 <p> $C_{12}H_{21}N$ 分子量 179.3 CAS No. 1071801-01-8 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:液体 沸点:275℃ 融点:< -20℃ 比重:0.841 蒸気圧:0.55 Pa(25℃) 溶解性:水;不溶 引火点:130℃	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) $\text{ラット} > 2,000$ 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) $\text{ラット} > 2,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L(4hr)) $\text{ラット} > 5.29$ (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ 軽度 眼刺激性 ウサギ 軽度	化粧品香料用の調合原料

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。